

森林環境税・森林環境譲与税について

令和元年12月11日（水）

森林経営管理法（新たな森林管理システム）の創設

「新たな森林管理システム」とは

経営管理が行われていない森林について
市町村が仲介役となり森林所有者と
林業経営者をつなぐシステムを構築し
担い手を探す



併せて、所有者不明森林の問題
にも対応

林業経営に
適した森林



経営管理を
再委託



意欲と能力のある
林業経営者

林業経営に
適さない森林



市町村が自ら管理

県内の「新たな森林管理システム」への対応状況

「とくしま森林経営管理協議会」(H30.5設立)

(24市町村、県、機構、森林組合連合会等で構成)

国からの情報伝達、森林環境譲与税の使途や意向調査の実施状況等の情報交換
地域課題の解決に向けた意見交換などの「情報共有の場」

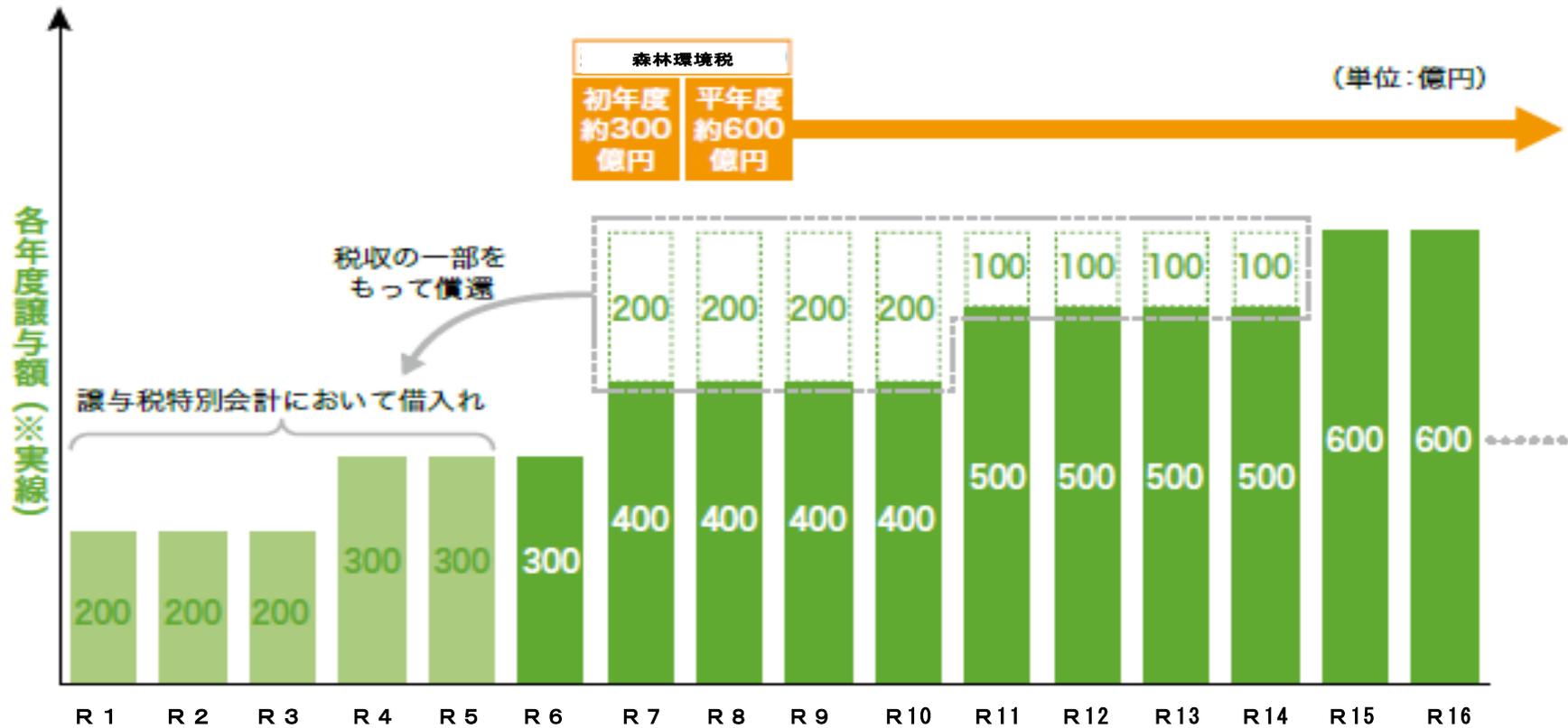
◆やましごと工房
(美馬、つるぎ、県)
H30.10.19設立

◆徳島東部・吉野川流域
森林管理システム推進協議会
(徳島、阿波、吉野川、
勝浦、東みよし、機構、県)
R元.10.18設立

◆とくしま南部地域森林管理システム推進協議会
(阿南、那賀、美波、牟岐、海陽、機構、県)
R元.7.8設立

◆(一社)かみかつ森林環境公社
(上勝町) H31.3.28設立

森林環境税・森林環境譲与税のスキーム



市町村： 都道府県の割合	80 : 20					85 : 15					88 : 12				90 : 10	
市 町 村 分	160	160	160	240	240	240	340	340	340	340	440	440	440	440	540	→
都 道 府 県 分	40	40	40	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	→

50% : 私有林人工林面積 (※林野率による補正)
20% : 林業就業者数
30% : 人口

※林野率の補正
85%以上 → 1.5 倍
75%~85% → 1.3 倍
75%未満 → 1.0 倍

森林環境税・森林環境譲与税のスキーム

令和6年度から施行

国

令和元年度から施行

交付税及び譲与税配布金特別会計

都道府県

市町村

国 税	森林環境税	1,000円/年 (賦課徴収は市町村が行う)
	道府県民税	1,000/年
個人 住民 税均 等割	市町村民税	3,000/年

※一部の団体では超過課税が実施されている。

納税義務者 約6,200万人

森林環境譲与税

- ・私有林人工林面積（林野率補正有）
 - ・林業就業者数
 - ・人口
- により按分

都道府県

- 市町村の支援 等

市町村

- 間伐（境界確定・路網整備等含む）
- 人材育成・担い手確保
- 木材利用促進, 普及啓発 等

地球温暖化
防止機能

災害防止
国土保全機能

水源涵養
機能

森林環境譲与税の使途

(1) 森林整備

- ア 市町村が一定期間経営管理を行う私有林の保育、間伐等の森林の施業、及び施業に必要な路網の整備（木材収入を得る目的で行われる主伐やその後の再造林といった林業施策については、該当する補助事業等を活用して推進して下さい。）
- イ 森林所有者からの寄附等により市町村が取得した公有林の整備
- ウ 公益的機能が著しく低下した森林の市町村代執行による整備
- エ 管理放棄され整備・保全を担う者がいない里山林の整備、侵入竹の伐採・除去活動、荒廃農地の森林化
- オ 上記ア～エの活動等に必要となる境界の明確化
- カ 森林所有者の意向確認（意向調査、説明会等の開催）

新規施策
事業量拡大

等

(2) 人材育成・担い手確保

- ア 林業への就業を希望する者に対する実践的・体系的な研修の実施
- イ 林業に興味のある一般の方を対象にしたチェーンソーによる伐採等の研修の実施
- ウ 林業労働災害の防止、安全向上を目的とした研修施設やトレーニング機材の整備、安全装備（防護衣等）への支援
- エ 上記の研修等と一体となって取り組む、地域への移住支援
- オ 「緑の雇用」事業などの国が実施する研修の参加者への補助的な支援（例えば、離島などの遠隔地から研修に参加する研修生への交通費）
- カ 市町村の森林・林業施策担当者に対して、実務遂行上必要となる知識・情報等の習得のために行う研修

(3) 木材利用の促進

- ア 木造公共建築物や多数の人が利用する木造民間施設の整備、内装の木質化、木製備品の購入（建築物の建設に充当する場合は建設費のうち木工事部分に相当する額に充当するようにして下さい。）
- イ 上記を行う民間事業者への補助
- ウ 公共施設の燃料としての地域の木材の調達・利用
- エ 小中学校等における木製机・木製椅子の整備、乳幼児を対象とした木製遊具の提供

新規施策
事業量拡大

等

(4) 普及啓発

- ア 林業体験や森林観察、森林の機能の学習、木工体験などの木に触れる機会の提供（団体の活動が森林以外の幅広い分野にわたる場合は、「森林整備及びその促進に関する費用」とみなされる活動のみ譲与税を充当するようにして下さい。）
- イ 樹林地（施設緑地を除く（注））において行うボランティア団体等による植樹、育樹活動
（注）都市公園、港湾緑地、道路環境施設帯などのいわゆる施設緑地における整備活動については、「森林の整備」には該当しません。
- ウ 森林整備や木材利用を通じた都市と山村が連携した取組

等

森林環境譲与税配分額(千円)

市町村名	9月配分	合計予定	市町村名	9月配分	合計予定
徳島市	7,339	14,684	那賀町	38,250	76,499
鳴門市	1,664	3,330	牟岐町	2,065	4,131
小松島市	784	1,570	美波町	5,037	10,076
阿南市	5,780	11,652	海陽町	16,062	32,126
吉野川市	3,597	7,195	松茂町	287	575
阿波市	3,064	6,129	北島町	423	848
美馬市	12,427	24,855	藍住町	653	1,308
三好市	28,348	56,698	板野町	405	812
勝浦町	1,982	3,966	上板町	306	612
上勝町	6,597	13,195	つるぎ町	8,396	16,793
佐那河内村	569	1,139	東みよし町	4,268	8,538
石井町	567	1,136	合計	143,466	315,960
神山町	9,046	18,093	徳島県	39,482	78,968

※合計金額は試算額

※次回配分は3月末を予定